

(旧) 平成二十三年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令
(平成十六年三月三十一日政令第百十五号)

最終改正：平成二十三年三月三十一日政令第五十九号

(注) この政令は平成二十三年政令百五十号において廃止された。

内閣は、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律〔現行＝平成十六年度における児童扶養手当法による手当の額等の改定の特例に関する法律＝平成十六年六月法律百四号により題名改正（平成十六年法律第二十三号）〕第二項及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五十八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

- 1 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（以下「共済法」という。）第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であった者に係る平成二十三年四月分以後の月分の共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金（以下「地方議会議員年金」という。）のうち平成二十二年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き平成二十二年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあっては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる共済法第百五十八条の二に規定する議員報酬額（次項において「議員報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を共済法第百六十条第二項に規定する平均標準報酬年額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。
- 2 前項の標準報酬月額は、平成二十二年六月一日において適用されていた共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準

報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額

（以下この項において「報酬額」といい、当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項二号に規定する市議会議員共済会又は同項三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）に四・七四二を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により、地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第五十九号）第二条の規定による改正前の平成二十二年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令第一項及び第二項の規定により改定された年金額（同令第三項の規定の適用を受けたものに限る。）又は地方議会議員年金のうち平成二十一年六月一日以後の退職に係る年金の額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

4 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方議会議員年金に係る第一項の規定の適用については、同項中「共済法第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額」とあるのは「地方公務員等共済組合法の一部を改正

する法律（平成十四年法律第三十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「改正前の共済法」という。）第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（改正前の共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額」と、「共済法第十一章又は」とあるのは「改正前の共済法第十一章又は」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

（平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の適用関係）

第二条 平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成七年政令第百十八号）第五条及び第七条（同令第五条の規定による年金の額の改定に係る部分に限る。）の規定は、平成十六年四月分以後の月分の共済法による年金である給付については、適用しない。

附 則

（平成十六年九月二十九日政令第二八七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則

（平成十八年三月三十一日政令第一一九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十八年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金であ

る給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

附 則

（平成二十年八月二十日政令第二百五十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律〔平成二十年六月法律第六十九号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。

附 則

（平成二十一年三月二十七日政令第五十九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条 平成二十一年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。

附 則

（平成二十二年三月二十六日政令第四十三号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

(平成二十一年三月二十七日政令第五十九号)

(施行期日等)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。(後略)

(地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第二条 平成二十三年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額については、なお従前の例による。